令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金交付要領(案)

（目的と対象）

1. この要領は、令和７年度山形市福祉の地域づくり推進事業費補助金交付要綱（以下、「市地域づくり補助要綱」という。）に基づき、山形市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）定款第４５条第１項に定める地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施する補助対象事業に対し、補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　この要領による補助の対象となる事業は、市地域づくり補助要綱第３条に定め

るものとする。なお、標準的な事業例は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種別 | | 事業内容 |
| 必  須  事  業 | 福祉協力員の研修に関する事業 | 福祉協力員活動の充実、強化及び福祉協力員や関係機関との情報共有・連携強化を図るための研修に関する事業。 |
| 三者懇談会開催促進に関する事業 | 町内会、自治会役員等、民生委員児童委員及び福祉協力員の三者が定期的に参集し、見守りや支援を必要とする世帯を把握・確認するとともに、当該世帯に対する日常的な支援策のほか、緊急時における個別・具体的な支援方法等を協議・共有する事業。 |
| 福祉協力員活動に関する事業  事業種別 | それぞれの担当地域（概ね５０世帯）において、次の活動等を行う福祉協力員へ活動費を交付する事業。  （１）見守り・声がけ・訪問活動  高齢者や障がい者世帯などを対象とした活動で、世帯が抱える問題等の早期発見に努めるもの。  （２）連絡・通報（早期対応）  活動で把握した対象世帯の問題等を民生委員児童委員等に連絡するとともに必要に応じ地域包括支援センター等の専門機関にも連絡することで、地域の関係者と連携しながら、当該問題等の解決を図る活動。  （３）情報の伝達  高齢者や障がい者世帯などに対し、各種福祉サービスに関する情報、サロン活動などの地域行事や活動に関する情報及び困ったと  きに役立つ相談窓口等に関する情報等を伝  達する活動。  事業内容 |
| 必須事業 | 福祉協力員活動に関する事業 | （４）地域福祉活動等への協力  地区社協や町内会等が主催するサロン活動、給食（会食・配食）サービス活動及び敬老会開催などの各種活動等に参加・協力することで、当該活動を支援する活動。  （５）近隣への支援・協力の呼びかけ  高齢者や障がい者世帯の見守り・声がけ等に関し、当該世帯の近隣住民に対して協力を呼び掛ける活動で、民生委員児童委員や町内会役員等の関係者による連携体制のほか、隣組単位における見守り等のネットワークの形成に資するもの。 |
| 選  択  事業  一  事  業  以  上  を  実施 | 広報紙発行事業 | 地域における身近な福祉活動等に関する情報を定期的に発信することによって、地域住民の福祉活動等に対する興味・関心を高めるとともに、理解を得ることにより福祉活動等への参加・協力を促進する事業。 |
| 福祉マップ作成及び更新事業 | 三者懇談会等で把握した高齢者や障がい者世帯のくらしの状況や問題などの記録を作成及び更新し、地域の関係者で共有するとともに、災害時や緊急時等の支援体制づくりに役立てる事業。 |
| 地区住民を対象とした介護予防事業 | 地域住民が主体となり、コミュニティセンター、公民館、集会所、福祉施設その他の地域の施設等を会場にして地域住民を対象として、住民の福祉・介護予防に資する事業。 |
| 地区の実情やニーズに応じた自主事業 | 地域住民が主体となり、地域の生活課題や特性にあわせて主体的に行う事業。 |
| 地区社会福祉協議会事務局の運営に関する事業 | | 各地区社協が住民主体の地域福祉活動を推進するために事務局を維持する事業。 |

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には対象としない。

（１）国、県及び市から、他の制度に基づく補助金等の交付を受けている事業。

（２）主として構成員の親睦を目的としていると認められる事業。

（補助対象経費及び補助額）

第３条　この要領による補助の対象とする経費（以下、「補助対象経費」という。）及び

補助額については、市地域づくり補助要綱の関係規定に定めるところによる。

２　補助対象経費については、市地域づくり補助要綱の関係規定を基準とする。

（交付申請）

第４条　地区社協は、市社協の定める日までに、関係書類を添付した補助金交付申請書

（別記様式第１号）、事業計画書（別記様式第２号）及び収支予算書（別記様式第３

号）を市社協に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第５条　市社協は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し

適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により交付決定の通

知を行うとともに速やかに補助金を交付するものとする。

２　地区社協は、活動費総額が補助金交付額に達しない場合、その差額を市社協が別に

定める日までに返還しなければならない。

３　必須事業の２割以内の調整は、軽微なものと判断し、事前協議は不要とし、決算報

告にその旨を記載すること。また、自主事業及び拡充分については、他の事業との調

整は認めない。

（事業変更等の承認）

第６条　地区社協は、補助金の交付決定後に、補助対象事業の内容を変更し、又は中止

するときは、変更等承認申請書（別記様式第５号）を市社協に提出しなければならな

い。

（実績報告）

第７条　地区社協は、補助対象事業が完了したときは、完了後１か月以内に、関係書類

を添付した実績報告書（別記様式第６号）、事業報告書（別記様式第７号）及び収支

決算書（別記様式第８号）を市社協に提出しなければならない。

（書類の保管）

第８条　地区社協は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して５か年度間これらを保管しておかなければならない。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項がある場合は市社協会長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要領の制定前に、現に行っていた市補助要綱に関する市社協の事務については、この要領の関係規定に基づき処理していたものとみなす。

別記

様式第１号（第４条関係）

令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）山形市社会福祉協議会会長

申　請　者

地区社協名　　　　地区社会福祉協議会

会長名

福祉の地域づくり推進事業費補助金を交付されるよう、令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金交付要領第４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助申請額　　　　　　　　　　　　　円

２　関係書類

(１)事業計画書　別記様式第２号のとおり

(２)収支予算書　別記様式第３号のとおり

別記

様式第４号(第５条関係)

山社福協発第　　　号

令和７年　　月　　日

≪地区名≫地区社会福祉協議会長　様

社会福祉法人山形市社会福祉協議会

会　長　　今　野　厚　志

(公印省略)

令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付で交付申請のありましたみだしの補助金につきまして、令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金交付要領第５条の規定により交付することに決定しましたので下記のとおり通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　円

２　交付方法　　ご登録いただいた金融機関口座へ振込み。

３　交付日　　　令和　　年　　月　　日

〔事務局〕社会福祉法人山形市社会福祉協議会

山形市城西町二丁目２番２２号　山形市総合福祉センター

電話645-8061（直通）ＦＡＸ645-9236（担当　　　　　）

別記

様式第５号（第６条関係）

令和７年度福祉の地域づくり推進事業変更等承認申請書

年　　月　　日

（宛先）山形市社会福祉協議会会長

申　請　者

地区社協名　　　　地区社会福祉協議会

会長名

年　　月　　日　　第　　　号により交付の決定を受けた令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金について、事業内容に変更の必要性が生じたので、令和７年度福祉の地域づくり推進事業費補助金交付要領第６条の規定により、申請します。

　　　変更内容

別記

様式第６号（第７条関係）

令和７年度福祉の地域づくり推進事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）山形市社会福祉協議会会長

申　請　者

地区社協名　　　　地区社会福祉協議会

会長名

福祉の地域づくり推進事業費補助金の実績について、下記のとおり関係書類を添え報告します。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業費総額　　　　　　　　　　　　　円

３　関係書類

(１)事業報告書　別記様式第７号のとおり

(２)収支決算書　別記様式第８号のとおり